

第 3 1 期 決 算 公 告

2022 年 6 月 22 日

港区南青山三丁目 10 番 43 号
株式会社 きらぼし銀行
代表取締役頭取 渡邊 壽信

貸借対照表 (2022 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	786,460	預金	5,045,602
現金	38,290	当座預金	296,485
預け	748,170	普通預金	3,045,234
コ ー ル	6,095	貯蓄預金	31,374
買入金	70,008	通知預金	35,207
商 品 有 価 値	777	定期預金	1,544,708
商 品 債 権	140	定期積金	46,026
商 品 地 方 債 権	637	その他の預金	46,565
金 銭 の 信 託	1,739	譲渡性預金	11,630
有 価 証 券	1,005,565	コ ー ル マ ネ ー	117,525
国 債 債 権	226,406	債券貸借取引受入担保金	302,567
地 方 債 権	62,705	借 入 金	522,372
株 式 債 権	276,545	借 入 金	522,372
そ の 他 の 証 券	41,924	外 国 為 替	655
貸 出 金 形 付 付 越 替	397,983	外 国 他 店 預 り	1
割 引 手 貸 形 付 付 越 替	4,369,783	売 渡 外 国 為 替	78
手 形 手 貸 形 付 付 越 替	24,439	未 払 外 国 為 替	575
証 書 貸 付 越 替	169,103	そ の 他 の 負 債	45,971
当 座 貸 付 越 替	3,798,590	未 払 法 人 税 等	3,257
外 国 為 替	377,649	未 払 費 用	1,862
外 国 他 店 預 け	6,860	前 受 収 益	3,258
外 買 入 外 国 為 替	4,268	給 付 補 填 備 金	10
取 立 外 国 為 替	459	先 物 取 引 差 金 勘 定	531
そ の 他 の 資 産	2,132	金 融 派 生 商 品	4,534
前 払 費 用	46,668	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	164
未 収 収 益	494	リ ー ス 債 務	2,116
先 物 取 引 差 入 証 拠 益 金	5,747	資 産 除 去 負 務	706
先 物 取 引 差 金 勘 定	2,437	そ の 他 の 負 債	29,528
金 融 派 生 商 品	1,589	賞 与 引 当 金	1,389
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	1,631	役 員 賞 与 引 当 金	91
そ の 他 の 資 産	4,434	株 式 報 酬 引 当 金	173
有 形 固 定 資 産	30,334	ポ イ ン ト 引 当 金	2
建 物	61,797	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	370
土 地	15,820	偶 発 損 失 引 当 金	757
建 設 仮 勘 定	40,986	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,535
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,848	支 払 承 諾	5,633
無 形 固 定 資 産	71	負 債 の 部 合 計	6,056,278
ソ フ ト ウ ェ ア	3,070	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	5,418	資 本	43,734
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,642	資 本 剰 余 金	166,173
前 払 年 金 費 用	163	資 本 準 備 金	32,922
繰 延 税 金 資 産	612	そ の 他 資 本 剰 余 金	133,250
支 払 承 諾 見 込 金	22,911	利 益 剰 余 金	89,685
貸 倒 引 当 金	5,549	利 益 準 備 金	9,227
	5,633	そ の 他 利 益 剰 余 金	80,458
	△ 33,831	別 途 積 立 金	18,100
		繰 越 利 益 剰 余 金	62,358
		株 主 資 本 合 計	299,594
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,660
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	675
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 1,770
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,564
		純 資 産 の 部 合 計	305,159
資 産 の 部 合 計	6,361,437	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,361,437

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	2年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、以下に記載のキャッシュ・フロー見積法による予想損失額と、過去の貸倒実績率に基づく予想損失額との差額を、追加的に計上しています。

また、ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、債務者区分の下方遷移等、一定のシナリオを設定することで影響額を見積もり、当該影響額を追加的に計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先及び、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）

により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはいましたが、2015年事業年度から直接減額を行っておりません。当事業年度末における2014年事業年度末までの当該直接減額した額の残高は895百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により
損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12年、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益
処理

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針24号 2022年3月29日。以下「業種別委員会実務指針24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。当事業年度は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると

みなしており、これをもって有効性の判定に代えております。当事業年度は、その他有価証券に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定を行っております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

証券投資信託（上場投資信託を除く）の解約・償還に伴う差損益については有価証券利息配当金に計上しております。ただし、証券投資信託の有価証券利息配当金が全体で負の金額となる場合は、当該負の金額を国債等債券償還損に計上することとしております。

会計方法の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の利益剰余金の期首残高は 60百万円減少しております。また、当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。なお、当該時価算定会計基準等の適用に伴う財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

重要な会計上の見積り

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 33,831百万円

（うち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される一定の債務者グループに対して計上した追加的な貸倒引当金 1,426百万円）

（うち、ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対して計上した追加的な貸倒引当金 632百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当行における貸倒引当金の概要

当行において計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。

② 算出方法

「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載の通りです。

③ 主要な仮定

i 債務者区分

当行は、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、または業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込みが主要な仮定となります。

ii 予想損失率の修正を必要とする債務者グループ

当行は、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループ及びロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対する債権に対し、追加引当額を計上しており、その額は、影響を受ける業種の範囲をどう見積もるかによって変動することとなります。

したがって、影響業種の範囲が主要な仮定となります。

iii キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー見積法における予想損失額は、債務者の経営改善計画等に基づく将来キャッシュ・フローに、債務者の格付遷移見通しに基づく発生確率を乗じ、これを貸出条件緩和前の約定利子率で割引いて算定しております。

格付遷移見通しは、過去の格付け遷移実績率に債務者の状況を加味して設定しております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込み及び格付遷移見通しが主要な仮定となります。

④ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度において計上した貸倒引当金を上回る、あるいは下回る貸倒損失が発生する可能性があります。

追加情報

(ロシアによるウクライナ侵略に伴う貸倒引当金の追加計上)

ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等を中心に、企業業績への影響が懸念され、当事業年度末の債務者区分に反映し切れない残存リスクを認識しております。

これらの債務者については、債務者区分の下方遷移等、一定のシナリオを設定することで影響額を見積もり、当該影響額を貸倒引当金として追加的に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 15,456百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条 第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	19,863百万円
危険債権額	105,125百万円
三月以上延滞債権額	210百万円
貸出条件緩和債権額	8,261百万円
合計額	133,460百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、24,899百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、21,270百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 533,466百万円

貸出金 346,639百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,209百万円

債券貸借取引受入担保金 302,567百万円

借入金 450,000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 3,943百万円及び指定金融機関等の取引の担保として、その他の資産 24百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 2,329百万円及び中央清算機関差入証拠金 25,045百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、909,088百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが845,076百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号、第2号及び第4号に定める公示価格及び基準地標準価格等に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 1,276$ 百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 35,092百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 623百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 46,202百万円であります。
11. 関係会社に対する金銭債権総額 4,552百万円
12. 関係会社に対する金銭債務総額 20,500百万円
13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、427百万円であります。

14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、8.18%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	3,041百万円
役務取引等に係る収益総額	17百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	48百万円
その他の取引に係る収益総額	—

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	672百万円
その他業務・その他経常取引等に係る費用総額	2,516百万円
その他の取引に係る費用総額	—

2. 関連当事者との取引のうち重要な取引は次のとおりであります。

(1) 親会社及び子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ	東京都港区	27,500	子銀行の経営管理	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 職員の出向	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	4,550 5	当座貸越	4,550
							経営管理料の支払(注2)	1,346	—	—
							出向者人件費の受取(注3)	594	—	—
							株式の譲渡(注4)	5,699	—	—
子会社	きらぼし信用保証株式会社	東京都千代田区	760	住宅、消費者ローンの保証業務	所有 直接 100%	個人ローンに係る保証業務委託	被債務保証(注5)	370,882	—	—
子会社	八千代信用保証株式会社	東京都千代田区	342	住宅、消費者ローンの保証業務	所有 直接 100%	個人ローンに係る保証業務委託	被債務保証(注6)	223,154	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸出金は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループのグループ内における資本政策に基づき実行したものです。貸出金利は同社の外部格付けに基づき算定した適正な金利を付しております。

(注2) 経営管理料は、親会社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定され、当行においてもその妥当性を検証しております。

(注3) 職員の出向に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。

(注4) 株式の譲渡は、当行の子会社であったきらぼしテック株式会社の株式を譲渡したものです。譲渡価額は、同社による第三者割当増資を当行及びきらぼしグループから独立した第三者が引き受けた際の単価を用いて算出してあります。

(注5) 個人ローンの一部について、お客様の借入に係る債務保証をきらぼし信用保証株式会社より受けてあります。保証料は、お客様からきらぼし信用保証株式会社に直接お支払いいただいているほか、一部のローンについては、当行より支払っているものがあり、その金額は514百万円(未払費用42百万円)であります。また、当事業年度においてきらぼし信用保証株式会社より受けた代位弁済の額は、149百万円であります。なお、保証料については、一般的な市場実勢を勘案し、決定しております。

(注6) 個人ローンの一部について、お客様の借入に係る債務保証を八千代信用保証株式会社より受けてあります。保証料は、お客様から八千代信用保証株式会社に直接お支払いいただいているほか、一部のローンについては、当行より支払っているものがあり、その金額は146百万円(未払費用10百万円)であります。また、当事業年度において八千代信用保証株式会社より受けた代位弁済の額は、208百万円であります。なお、保証料については、一般的な市場実勢を勘案し、決定しております。

(2) 兄弟会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社UI銀行	東京都港区	2,725	銀行業	なし	資金の調達 役員の兼任 職員の出向	資金の借入(注1) 利息の支払(注1)	72,000 49	借入金	72,000
親会社の子会社	きらぼしテック株式会社	東京都港区	850	コンピューター関連業務	なし	役員の兼任 職員の出向	増資の引受(注2)	299	—	—
							会社分割による事業承継(注3)	12	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社UI銀行が預金として調達した資金の運用手段として、当行が借入を行っております。借入金利につきましては、「当該銀行が特定取引等を行うことが当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと」及び「当該銀行が特定取引等の条件を明確に定めていること」の各要件を充足している水準として、銀行法第13条の2ただし書の規定に基づき関係当局から特例承認を得た金利を適用しております。

(注2) 増資の引受価額は、第三者評価機関による株式価値の評価結果に基づき算定されております。

(注3) 分割資産については、共通支配下の取引として分割時の適正な帳簿価額に基づき算定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△ 2

2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	11,866	11,190	△ 675
	小計	11,866	11,190	△ 675
合計		11,866	11,190	△ 675

3. 子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式（2022年3月31日現在）
子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式で時価のあるものはありません。
（注）上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 及び出資金	2,285
関連法人株式	5,000
合計	7,286

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,122	13,171	10,951
	債券	179,389	174,403	4,986
	国債	52,998	49,240	3,757
	地方債	17,656	17,524	131
	社債	108,734	107,637	1,096
	その他	198,337	187,300	11,036
	小計	401,849	374,875	26,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,735	8,932	△ 1,196
	債券	386,266	391,891	△ 5,624
	国債	173,407	177,298	△ 3,891
	地方債	45,048	45,529	△ 481
	社債	167,811	169,062	△ 1,251
	その他	216,842	229,844	△ 13,001
	小計	610,845	630,667	△ 19,822
合計		1,012,694	1,005,543	7,151

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,830
組合出資金	40,895
合計	43,726

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7,991	267	734
債券	91,660	443	679
国債	89,414	440	679
地方債	—	—	—
社債	2,246	3	—
その他	92,343	2,949	2,106
合計	191,994	3,660	3,520

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式 286百万円でありあります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,739	118

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	8,957	百万円
退職給付関係	1,392	
有価証券償却	1,277	
減価償却	1,031	
その他	3,622	

繰延税金資産小計 16,282

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 5,732

評価性引当額小計 △ 5,732

繰延税金資産合計 10,549

繰延税金負債

有価証券関係 556

資産除去債務関係 79

その他有価証券評価差額金 2,753

子会社株式譲渡益 1,312

その他 298

繰延税金負債合計 5,000

繰延税金資産の純額 5,549 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	20,537円56銭
1株当たりの当期純利益金額	1,244円02銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(企業結合等関係)

「連結注記表」の(企業結合等関係)に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第31期 決算公告

2022年6月22日

港区南青山三丁目10番43号
株式会社 きらぼし銀行
代表取締役頭取 渡邊 壽信

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	786,598	預金	5,035,747
コールローン及び買入手形	6,095	譲渡性預金	9,500
買入金銭債権	70,008	コールマネー及び売渡手形	117,525
商品有価証券	777	債券貸借取引受入担保金	302,567
金銭の信託	1,739	借用金	522,372
有価証券	1,010,017	外国為替	655
貸出金	4,370,097	その他負債	51,915
外国為替	6,860	賞与引当金	1,405
その他資産	46,704	役員賞与引当金	91
有形固定資産	61,827	株式報酬引当金	173
建物	15,824	退職給付に係る負債	56
土地	40,986	ポイント引当金	2
リース資産	1,863	睡眠預金払戻損失引当金	370
建設仮勘定	71	偶発損失引当金	757
その他の有形固定資産	3,082	再評価に係る繰延税金負債	1,535
無形固定資産	5,500	支払承諾	5,633
ソフトウェア	4,708	負債の部合計	6,050,310
リース資産	177	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	614	資本金	43,734
退職給付に係る資産	28,952	資本剰余金	166,817
繰延税金資産	3,891	利益剰余金	99,613
支払承諾見返	5,633	株主資本合計	310,166
貸倒引当金	△ 34,435	その他有価証券評価差額金	6,672
		繰延ヘッジ損益	675
		土地再評価差額金	△ 1,770
		為替換算調整勘定	24
		退職給付に係る調整累計額	4,191
		その他の包括利益累計額合計	9,792
		純資産の部合計	319,958
資産の部合計	6,370,268	負債及び純資産の部合計	6,370,268

連結損益計算書 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		99,266
資金運用収益	63,930	
貸出金利	49,929	
有価証券利息配当	12,153	
コールローン利息及び買入手形利息	12	
預け金	1,192	
その他の受入利息	642	
信託報酬	328	
役務取引等収益	15,952	
その他の業務収益	2,274	
その他の経常収益	16,780	
償却債権取立	46	
その他の経常収益	16,734	
経常費用	68,778	
資金調達費用	1,243	
預金利息	814	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	33	
債券貸借取引支払利息	231	
借入金利息	50	
その他の支払利息	110	
役務取引等費用	3,374	
その他の業務費用	859	
その他の営業費用	52,749	
その他の経常費用	10,551	
貸倒引当金繰入	6,011	
その他の経常費用	4,540	
経常利益	30,488	
特別利益	0	
固定資産処分	0	
特別損失	172	
固定資産処分	172	
税金等調整前当期純利益	30,316	
法人税、住民税及び事業税	4,395	
法人税等調整額	3,269	
当期純利益	7,664	
当期純利益	22,651	
非支配株主に帰属する当期純利益	-	
親会社株主に帰属する当期純利益	22,651	

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

きらぼし信用保証株式会社

八千代信用保証株式会社

きらぼしビジネスサービス株式会社

綺羅商務諮詢(上海)有限公司

KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED

(連結の範囲の変更)

2021年4月1日付で、きらぼしビジネスサービス株式会社を存続会社、株式会社きらぼしクレジットサービスを消滅会社とする吸収合併を行っております。

2021年4月1日付で、きらぼしサービス株式会社を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社を承継会社とする会社分割を行い、同日付できらぼしサービス株式会社の商号をきらぼしビジネスオフィスサービス株式会社へと変更し、当行の親会社である株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが直接出資する連結される子会社になっております。

2022年3月31日付で、当行の連結される子会社であるきらぼしテック株式会社は、当行の親会社である株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが直接出資する連結される子会社となっており、連結の範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合

A&KCメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合

A&KCメディカル1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等 2社

会社名

株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー

信銘冠嘉商務諮詢(北京)有限公司

(持分法適用の範囲の変更)

2022年1月25日付で、信銘冠嘉商務諮詢(北京)有限公司へ出資を行い、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合

A&KCメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合

A&KCメディカル1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 3社

② 12月末日を決算日とする連結される子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

① 当行の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、以下に記載のキャッシュ・フロー見積法による予想損失額と、過去の貸倒実績率に基づく予想損失額との差額を、追加的に計上しております。

また、ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、債務者区分の下方遷移等、一定のシナリオを設定することで影響額を見積もり、当該影響額を追加的に計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先及び、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはりましたが、2015年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における2014年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は895百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により
損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11～12、
14～15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から
損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商

品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月29日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当連結会計年度は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

当連結会計年度は、その他有価証券に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定を行っております。

上記のヘッジ関係のうち、「Liborを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…貸出金

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

なお、連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(16) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(17) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

証券投資信託（上場投資信託を除く）の解約・償還に伴う差損益については有価証券利息配当金に計上しております。ただし、証券投資信託の有価証券利息配当金が全体で負の金額となる場合は、当該負の金額を国債等債券償還損に計上することとしております。

会計方法の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計期間の利益剰余金の期首残高は60百万円減少しております。また、当連結会計期間の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計期間の期首の利益剰余金に反映しております。なお、当該時価算定会計基準等の適用に伴う連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

重要な会計上の見積り

貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金 34,435 百万円

(うち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される一定の債務者グループに対して計上した追加的な貸倒引当金 1,426 百万円)

(うち、ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対して計上した追加的な貸倒引当金 632 百万円)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- ① 当行における貸倒引当金の概要

当行において計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。

- ② 算出方法

「会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載の通りです。

- ③ 主要な仮定

- i 債務者区分

当行は、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込みが主要な仮定となります。

- ii 予想損失率の修正を必要とする債務者グループ

当行は、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループ及びロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対する債権に対し、追加引当額を計上しており、その額は、影響を受ける業種の範囲をどう見積もるかによって変動することとなります。

したがって、影響業種の範囲が主要な仮定となります。

- iii キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー見積法における予想損失額は、債務者の経営改善計画等に基づく将来キャッシュ・フローに、債務者の格付遷移見通しに基づく発生確率を乗じ、これを貸出条件緩和前の約定利子率で割引いて算定しております。

格付遷移見通しは、過去の格付け遷移実績率に債務者の状況を加味して設定しております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込み及び格付遷移見通しが主要な仮定となります。

- ④ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当連結会計年度において計上した貸倒引当金を上回る、あるいは下回る貸倒損失が発生する可能性があります。

追加情報

- (ロシアによるウクライナ侵略に伴う貸倒引当金の追加計上)

ロシアによるウクライナ侵略により、当該地域に商流を持つ債務者等を中心に、企業業績への影響が懸念され、当連結会計年度末の債務者区分に反映し切れない残存リスクを認識しております。

これらの債務者については、債務者区分の下方遷移等、一定のシナリオを設定することで影響額を見積もり、当該影響額を貸倒引当金として追加的に計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)
19,909百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	20,176百万円
危険債権額	105,125百万円
三月以上延滞債権額	210百万円
貸出条件緩和債権額	8,261百万円
合計額	133,773百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形・荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、24,899百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、21,270百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	533,466百万円
貸出金	346,639百万円

担保資産に対応する債務

預金	7,209百万円
債券貸借取引受入担保金	302,567百万円
借入金	450,000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 3,943百万円及び、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産 24百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 2,334百万円、金融商品等差入担保金4,434百万円及び中央清算機関差入証拠金 27,036百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、909,088百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 845,076百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号、第2号及び第4号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,276百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 35,178百万円
 9. 有形固定資産の圧縮記帳額 623百万円
 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 46,202百万円であります。
 11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、8.47%であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 4百万円、株式等売却損 2,430百万円、債権売却損 19百万円を含んでおります。
 2. 包括利益 14,494百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内外の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内外の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金であります。預金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当行グループは、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理

当行グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当行グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

② 信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、事業性評価の観点を取り入れながら個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、

問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当行リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

③ 市場リスクの管理

当行グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当行リスク管理委員会等に報告しております。

当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当行グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

2022年3月31日において、当行グループの市場リスク量は84,546百万円になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、2021年度に実施したバックテストの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど日々資金繰り管理や資金調達の状況をモニタリングし、定期的に当行リスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。

また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、重要性の乏しい科目についても記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	70,008	70,008	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	777	777	—
(3) 有価証券 満期保有目的有価証券	11,866	11,190	△ 675
その他有価証券	942,685	942,685	—
(4) 貸出金 貸倒引当金(※1)	4,370,097 △ 34,229		
	4,335,867	4,353,220	17,352
資産計	5,361,206	5,377,883	16,677
(1) 預金	5,035,747	5,035,752	4
(2) 借入金	522,372	522,372	0
負債計	5,558,120	5,558,125	4
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,877)	(3,877)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	973	973	—
デリバティブ取引計	(2,903)	(2,903)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※1)(※2)	14,569
組合出資金 (※3)	40,895

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度における減損処理は、ありません。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	18,931	4,194	7,908	9,679	9,979	19,149
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	2,447	9,791	—	—
其他有価証券のうち 満期があるもの	76,116	153,375	124,008	70,604	202,708	144,620
貸出金(※)	733,507	789,984	586,412	424,981	438,710	901,003
合計	828,555	947,554	720,777	515,055	651,398	1,064,773

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない124,950百万円、期間の定めのないもの370,547百万円は含めておりません。

(注3) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	4,906,668	110,953	18,125	—	—	—
借入金	522,129	192	50	—	—	—
合計	5,428,797	111,146	18,176	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係わるインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	57,802	12,206	70,008
商品有価証券				
売買目的の有価証券				
国債	140	—	—	140
地方債	—	637	—	637
有価証券				
その他有価証券				
国債	226,406	—	—	226,406
地方債	—	62,705	—	62,705
社債	—	227,751	48,793	276,545
株式	31,857	—	—	31,857
その他	75,555	77,799	45,723	199,078
資産計	333,960	426,695	106,723	867,378
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,046	—	1,046
通貨関連	—	△ 3,882	—	△ 3,882
株式関連	—	△ 68	—	△ 68
デリバティブ取引計	—	△ 2,903	—	△ 2,903

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26号に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は146,093百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
外国証券	11,190	—	—	11,190
貸出金	—	—	4,353,220	4,353,220
資産計	11,190	—	4,353,220	4,364,411
預金	—	5,035,752	—	5,035,752
借入金	—	450,000	72,372	522,372
負債計	—	5,485,752	72,372	5,558,125

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は債権の性質上短期のもの等であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。公共工事債権信託受益権についてはレベル3、これら以外の信託受益権については、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券について、株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

私募債は、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は現在価値技法により算定し、貸出金の時価に含めております。

当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払う金額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを市場金利を用いた割引率で割り引いて算出した現在価値を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、変動金利によるもの及び約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれますが、該当ありません。

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれますが、該当ありません。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他の有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.01%—27.047%	1.20%
社債(私募債)		回収率	0.00%—80.00%	8.68%
		割引率	0.00%—17.16%	0.78%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
買入金銭債権	6,523	—	—	5,682	—	—	12,206	—
有価証券 その他 有価証券 うち社債 (私募債)	66,325	3	228	△ 17,763	—	—	48,793	—
うち 外国証券	49,734	△ 115	△ 324	△ 3,571	—	—	45,723	—
資産計	122,583	△ 112	△ 95	△ 15,651	—	—	106,723	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは時価算定統括部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期時価算定統括部門に報告され、時価の算定の方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率及び割引率であります。

倒産確率は、契約上の支払いを回収しない可能性を示す推定値であります。一般に、倒産確率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、倒産確率の低下（上昇）を伴い、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。

割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△ 2

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	11,866	11,190	△ 675
	小計	11,866	11,190	△ 675
合計		11,866	11,190	△ 675

3. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	24,122	13,171	10,951
	債券	179,389	174,403	4,986
	国債	52,998	49,240	3,757
	地方債	17,656	17,524	131
	社債	108,734	107,637	1,096
	その他	198,337	187,300	11,036
	小計	401,849	374,875	26,973
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	7,735	8,932	△ 1,196
	債券	386,266	391,891	△ 5,624
	国債	173,407	177,298	△ 3,891
	地方債	45,048	45,529	△ 481
	社債	167,811	169,062	△ 1,251
	その他	216,842	229,844	△ 13,001
	小計	610,845	630,667	△ 19,822
合計		1,012,694	1,005,543	7,151

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7,991	267	734
債券	91,660	443	679
国債	89,414	440	679
地方債	—	—	—
社債	2,246	3	—
その他	92,343	2,949	2,106
合計	191,994	3,660	3,520

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式 286百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,739	118

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	銀行業	その他（注）2	合計
役務取引等収益	15,885	66	15,952
預金・貸金業務	754	—	754
為替業務	3,174	—	3,174
証券関連業務	1,222	—	1,222
代理業務	2,532	—	2,532
保護預り・貸金庫業務	289	—	289
保証業務	979	—	979
その他	6,931	66	6,998
信託報酬	328	—	328
その他経常収益	10,294	6,486	16,780
顧客との契約から生じる経常収益	26,508	6,552	33,060
上記以外の経常収益	66,130	75	66,205
外部顧客に対する経常収益（注）1	92,639	6,627	99,266

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」は、コンサルティングサービス業務等であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 21,533円 57銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 1,524円 47銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結される子会社間の合併)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称：きらぼしビジネスサービス株式会社

事業の内容：メール、回金、事務集中業務

(吸収合併消滅会社)

名称：株式会社きらぼしクレジットサービス

事業の内容：集金代行業務

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

きらぼしビジネスサービス株式会社（当行の連結される子会社）を吸収合併存続会社、株式会社きらぼしクレジットサービス（当行の連結される子会社）を吸収合併消滅会社とする吸収合併

- (4) 結合後企業の名称
きらぼしビジネスサービス株式会社
- (5) その他取引の概要に関する事項
株式会社きらぼしクレジットサービスで行っている集金代行業務をきらぼしビジネスサービスへ移行することで、グループ会社の付帯サービス業務の集約による経営資源の有効活用を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結される子会社間の会社分割)

1. 取引の概要

- (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容
事業の名称：当行の連結される子会社であるきらぼしサービス株式会社の広告宣伝用品等の調達・管理業務
事業の内容：広告宣伝用品等の調達・管理業務
- (2) 企業結合日
2021年4月1日
- (3) 企業結合の法的形式
きらぼしサービス株式会社（当行の連結される子会社）を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社（当行の連結される子会社）を承継会社とする会社分割
2021年4月1日付で、きらぼしサービス株式会社は、当行の親会社である株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが直接出資する連結される子会社となっております。
- (4) 結合後企業の名称
きらぼしビジネスサービス株式会社（当行の連結される子会社）
- (5) その他取引の概要に関する事項
グループ各社における決算や計数集計等付帯サービス業務の集約による経営資源の有効活用を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。